

## 過払い利息

# 返還額大幅減へ

### 破綻のクレディア 一般債権扱い

破綻した消費者金融(静岡市)が、利息制限法を超過して契約者が払い過ぎた利息(過払い利息)の請求権について、銀行融資など一般債権と同列

に扱う方針を債権者集会で示したことが分かった。消費者金融が破綻した場合に過払い利息の全額返還を保障する明確なルールがないため、8割は返還されない可能性が高い。今後、他の消費者金融会社が破綻した場合も同様のケースが生じるとみられ、契約者

保護のあり方が問われそうだ。過払い利息の返還請求は最高裁が昨年1月、利息の取り過ぎを違法とする判決を下して以降、「契約者の当然の権利」(法曹関係者)として定着している。

クレディアは契約者からの過払い利息の返還請求が相次ぎ財務状況が急速に悪化。今月14日、資金繰りに行き詰まり、民事再生法を申請、上場消費者金融会社として初めて経営破綻した。同社は今月20日に債権者集会を開き、現時点で209億円にのぼる過払い利息に対する返還請求権について、優先的に保

護する対象とせず「一般債権」として取り扱う方針を示した。この結果、今後の民事再生手続きでは、担保を入れている金融機関への借入金返済などが優先され、過払い利息はほとんど返還されないとみられる。

【斉藤望】